

## 平成26年度警察庁調達改善計画

## 1 警察庁における調達改善の方針

警察庁においては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるために、透明性、公平性及び経済性を確保しつつ、引き続き自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

## 2 調達の現状分析

平成24年度における警察庁の契約状況は表1のとおり、契約件数は2,985件、契約金額は907億円である。このうち、競争性のある契約は2,454件（82.2%）、競争性のない契約は531件（17.8%）となっている。

警察庁において重点的に取り組む分野を選定するに当たり、平成24年度予算の状況及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析し、改善効果が大きくなると想定される分野を選定することとする。

なお、従来から取り組んでいる随意契約の見直し等については、4のとおり引き続き積極的に取り組むこととする。

表1 平成24年度の警察庁（本庁・附属機関・地方機関・都道府県警察の国費）における契約の状況

契約方式		契約件数	割合	契約金額(円)	割合
競争性のある契約	競争入札	1,939件	65.0%	68,464,047,085	75.5%
	企画競争・公募による随意契約	392件	13.1%	9,277,003,387	10.2%
	不落・不調による随意契約	123件	4.1%	4,969,308,391	5.5%
	小計	2,454件	82.2%	82,710,358,863	91.2%
競争性のない随意契約		531件	17.8%	8,021,790,749	8.8%
合計		2,985件	100.0%	90,732,149,612	100.0%

表1は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財務大臣通知）に基づき、財務省が契約統計を策定するに当たり警察庁が財務省に提出したデータをもとに作成。

表2 平成24年度の警察庁（本庁）における契約の内訳

事業経費	契約件数	割合	契約金額(円)	割合
警察装備	202件	35.9%	25,914,454,216	44.0%
警察通信	121件	21.5%	21,004,632,184	35.7%
電子計算機運営	62件	11.0%	5,052,034,768	8.6%
犯罪鑑識	45件	8.0%	4,467,142,825	7.6%
その他	133件	23.6%	2,439,994,429	4.1%
合計	563件	100.0%	58,878,258,422	100.0%

### 3 重点的に取り組む分野

表2のとおり、警察庁（本庁）の契約においては、警察装備及び警察通信関係が件数にあっては約57%、金額にあっては約80%を占めていることから、警察装備及び警察通信関係の調達については、次のように重点的に取り組むこととする。

#### （1）警察装備に関する調達

一者でも多くの業者が参入できるように仕様の見直しを積極的に行う。

新規業者の参入を促進するため、可能な限り公示期間や納入期限を長くする。

#### （2）警察通信に関する調達

意見招請手続は、最新の技術を得る方策として、競争性を高める上でも一者応札の防止においても有効な方策であり積極的に活用する。

総合評価落札方式は、技術的に優れた製品を調達するために有効な方式であり積極的に活用する。

また、上記施策に加え、警察装備に関する調達で記載した施策についても重点的な取組を推進する。

### 4 継続的な取組

昨年度の調達改善計画において実施した以下の取組については平成26年度においても継続的に実施する。

#### (1) 随意契約等の見直し

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、契約方法、契約条件等の適否を「特定調達契約審査委員会」において審査する。

入札説明書を受け取りに来た者のうち入札不参加者に対し、何が障壁となって参加しなかったか等に関して任意でアンケートを実施し、対応可能な要望について積極的に採用する。

#### (2) 汎用的な物品、役務の見直し

現在、総務省及び国土交通省との3省庁間で共同調達している9品目（事務用消耗品・紙類（コピー用紙除）・OA機器消耗品・清掃用消耗品・蛍光灯・トイレトペーパー・防災用品・速記・クリーニング）については、平成26年度も継続して共同調達を実施する。

また、事務用消耗品においては、平成26年度より当庁の附属機関である皇宮警察本部を新たに加えて実施する。

さらに、平成27年度に向け、総務省及び国土交通省との3省庁間において、荷物配送業務について共同調達の実施を検討する。

同じ時期の調達で同様の内容の少額随意契約の印刷物については、可能な限り取りまとめて一般競争入札を実施する。

#### (3) DNA試薬の調達の見直し

全体的な予算執行額の縮減を図るため、契約単価の全国調査を実施し予定価格の見直しを行う。

管区単位での共同調達により契約単価の縮減を図る。

他に使用可能な新試薬を導入することができないかについて検討を進める。

#### (4) その他

旅費について、パック商品の利用を促進するとともに、旅行代理店へのアウトソーシングについても引き続き活用する。

当庁が実施する研修はもとより他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させ、適切な会計経理の認識と高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。

できるだけ多くの供給者へ情報を発信し、入札への参入を促進するために、平成26年度政府調達案件について共同の調達セミナーに参加するとともに、警察庁独自の政府調達セミナーを開催する。

## 5 その他の新たな取組

### オープンカウンター方式の採用

少額な契約案件についても、競争性の確保と契約額の縮減を図るため、警察庁ホームページに調達内容、数量等を掲示し、新規業者の参入を促す。

## 6 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、原則年2回(上半期・下半期)把握する。なお、計画の見直しが必要となった場合については、随時改定し公表する。

## 7 自己評価の実施

上半期及び年度終了後、計画の達成状況、調達の具体的な改善状況について評価を行い警察庁ホームページに公表する。

## 8 調達改善計画の推進体制

### (1) 推進体制

警察庁における調達改善計画は、警察庁会計業務改善委員会(別添1)により推進する。

### (2) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、警察庁会計業務検討会議(別添2)の委員に意見を求める。

特に、締結した個別の契約について、その契約方式等に関し同委員の意見を求める。

### (3) 内部監査の活用

毎年度実施している内部監査における監査項目として、契約に関する項目を設定し、適切な調達に関しての検証や評価を実施する。

## 警察庁会計業務改善委員会設置要綱

### 1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

### 3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 総務課長、会計課長

委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、  
組織犯罪対策企画課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、  
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、  
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

## 警察庁会計業務検討会議設置要綱

### 1 設置

警察庁に、警察庁会計業務検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### 2 任務

会議は、警察庁における行政事業レビュー、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対し、公正中立の立場から専門的知見に基づき検討を行い意見を述べることにより、その客観性の確保を図ることを任務とする。

### 3 構成及び運営

- (1) 会議は、学識経験等を有し公正中立の立場で会議の行う取組に参画することができる外部有識者（以下「委員」という。）をもって構成し、次に掲げる者に警察庁会計業務改善委員会委員長が委嘱する。

赤坂裕彦 弁護士

竹谷智行 弁護士

松村敏弘 東京大学教授

水谷 章 公認会計士・税理士

- (2) 委員は、その互選により委員長を選任する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (4) 会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
- (5) 会議の庶務は、会計課において処理する。